平成2年4月1日制定

(目的及び設置)

第1条 職員の研修に関する諸問題について、全庁的に協議、調査を 行い、その充実強化を図るとともに、職員研修の効果的かつ効率的 な運営を確保するため、防府市職員研修運営協議会(以下「協議会」 という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、職員の研修について次に掲げる事項を調査、協議し、 その実施の推進を図るものとする。
 - (1) 職員研修計画の策定に関すること。
 - (2) 職員研修の情報収集に関すること。
 - (3) その他職員研修の実施及び運営に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、会長及び各部(局)を代表する委員で組織する。
- 2 会長は、職員課長をもって充て、会務を総理する。
- 3 各部(局)を代表する委員の構成は次のとおりとし、各部(局) 長は、主任級以上の職員のうちから1人を選任する。

部 (局)

総務部

入札検査室、会計課、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員 会事務局、農業委員会事務局

総合政策部

地域交流部

生活環境部

健康福祉部

産業振興部

土木都市建設部

教育委員会教育部

(任期)

- 第4条 委員の任期は、選任された年度の末日までとする。ただし、 欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は再任されることができる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な 事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。